

東かがわ市告示第~~78~~-2号

東かがわ市かがわ縁結びマッチング会員登録補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市かがわ縁結びマッチング会員登録補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身者の出会い及び結婚を支援するため、公益財団法人かがわ健康福祉機構（以下「機構」という。）が運営するかがわ縁結び支援センター縁結びマッチング（以下「EN-MUSUかがわ」という。）において、会員に入会した者に対する支援を実施する機構に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「入会登録料」とは、EN-MUSUかがわの会員入会登録に係る登録料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、機構とする。

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者に係る入会登録料について、補助を受けることができる。

(1) 東かがわ市に住所を有すること。

(2) 補助金を交付する日の属する年度の4月1日時点における年齢が満20歳以上の独身者であること。

(3) EN-MUSUかがわの会員入会登録が完了した者であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において前条第2項に規定する者1人につき入会登録料の2分の1とする。

(交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、6か月ごとに男女別の第3条第2項に規定する人数及び入会登録料の額を記載した書類を添えて、市長に申請するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認め

るときは補助金の交付を決定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の額を決定した後、補助金を交付するものとし、補助対象者は、その額を市長に対して請求するものとする。

(支払)

第8条 市長は、前条の規定による請求を受理した日から20日以内に、補助金を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。